令和８年（フ）第１８００号
大阪市港区三先２丁目１番20号　新ミナトビル　702号
破産者　Ｌｅａｐ（Ｄａｒｔｓ　Ｂａｒ）こと　清藤　竜一
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１８５２号
大阪市旭区赤川４丁目９番14号、開始決定時大阪市天王寺区東高津町６番９号　ライラック上本町601号
破産者　長谷川洋一
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２０３９号
大阪府門真市小路町24番10号　エバーグリーンハイツ202号
破産者　湯前　礼子
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２１６４号
大阪市東住吉区杭全２丁目２番４号　Ｈ２Ｏ東住吉１番館　503号
破産者　増田　浩子
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２２０７号
大阪市福島区福島７丁目20―18　シティタワー西梅田3002、住民票上の住所大阪市西区北堀江１丁目23番９―1401号
破産者　愛甲　真人
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３７２号
大阪府寝屋川市大利町24番１―504号
破産者　富田　剛史
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３９８号
大阪市浪速区塩草３丁目４番15号　ハルあみだいけ　903号
破産者　浅岡　慶祐
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５９７号
大阪市生野区巽北１丁目30番35―507号
破産者　木村　保広
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５９９号
大阪府守口市大日町２丁目１番27―301号、前住所大阪府守口市橋波東之町１丁目６番４―401号
破産者　温盛奈緒美
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６７１号
大阪市生野区巽北２丁目19番13号　間島ハイツ　１―Ｂ
破産者　村上　陽菜
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７２６号
大阪府枚方市茄子作１丁目１番17―102号
破産者　花樹こと　牧　　勇樹
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８３６号
大阪市東住吉区今川４丁目８番９号　エクセレント今川　403号
破産者　武田　　博
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９５６号
大阪市北区中崎１丁目３番４―316号
破産者　Ｌｕｃｋ　ａｎｄこと　川野　大助
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９６８号
大阪市生野区林寺５―７―25―202、住民票上の住所大阪市生野区田島５丁目13番６号
破産者　元　　柊生
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６５号
広島県三原市本郷南３丁目27番11号、開始決定時の住所堺市西区菱木１丁2233番地21
破産者　大川　友之
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４２３号
大阪府南河内郡太子町春日64―18、住民票上の住所大阪府松原市小川４丁目４番14号
破産者　大森　啓志
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４６２号
堺市堺区南庄町２丁２番６―801号
破産者　高須　栄次
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４８２号
堺市北区中百舌鳥町４丁88　中百舌鳥ハイツ110号室、開始決定時の住所堺市中区土師町２丁27番12号
破産者　児島さおり
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係